

# 事業収入等の状況申告書

別紙

令和3年の収入見込み及び令和2年中の所得状況について、次のとおり申告します。  
また、減免要件の確認のため、私の世帯員について、魚津市が必要な所得・賦課情報の確認を行うことに同意します。

申請者	署名	被保険者番号	
主たる生計維持者	申請者・申請者以外(氏名: ) 申請者との続柄: )		

## 1 主たる生計維持者の減少する見込みの収入について

減少することが見込まれる収入が複数あるときはそれぞれ記入してください。

収入の種類	①令和2年中の収入額	令和2年中の当該収入に係る所得金額	②令和3年中の収入見込額 (下記2の合計額を記入)	③収入減少により受け取った保険金・損害賠償金等の額	減少率 (1-(②+③)/①)×100
<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 給与	円	円	円	円	%
<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 給与	円	円	円	円	%
<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 給与	円	円	円	円	%
合計		円			

※令和2年に比べ、減少率が30%未満の場合は対象となりません。

※③収入減少により受け取った保険金・損害賠償金等(国や県から支給される各種給付金は含まない。)がある場合には、金額が確認できる書類を添付してください。(帳簿、保険契約書等の写し等)

## 2 主たる生計維持者の令和3年中の収入見込額の算出について

1で記入した収入の種類ごとに、月ごとの収入見込額(到来月については実収入額)を記入してください。

減収する見込みの事業収入等が3つ以上ある場合は、同申告書2枚ご使用ください。

収入の種類	【収入の内容(事業名や勤務先名など)】				【見込額の算出方法】	
<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 給与					月までは収入実績 月からは実績を踏まえた収入見込み	
1月(実績)	2月(実績)	3月(実績)	4月(実績)			
円	円	円	円			
5月(実績・見込)	6月(実績・見込)	7月(実績・見込)	8月(実績・見込)	事業の廃止・失業の場合は該当する方を○	廃止・失業	
円	円	円	円			
9月(実績・見込)	10月(実績・見込)	11月(実績・見込)	12月(実績・見込)	合計額		
円	円	円	円	円		
収入の種類	【収入の内容(事業名や勤務先名など)】				【見込額の算出方法】	
<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 給与					月までは収入実績 月からは実績を踏まえた収入見込み	
1月(実績)	2月(実績)	3月(実績)	4月(実績)			
円	円	円	円			
5月(実績・見込)	6月(実績・見込)	7月(実績・見込)	8月(実績・見込)	事業の廃止・失業の場合は該当する方を○	廃止・失業	
円	円	円	円			
9月(実績・見込)	10月(実績・見込)	11月(実績・見込)	12月(実績・見込)	合計額		
円	円	円	円	円		

※到来月の実収入額については、帳簿の写しや給与明細書等を添付してください。

※事業の廃止・失業の場合は、それぞれ確認できる書類を添付してください。(廃業届の写し、離職票・退職証明書の写しなど)

※退職証明書の写しを添付する場合は、退職の原因が、新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化等の旨の記載があることが必要です。

## 3 主たる生計維持者の令和2年中の所得について

氏名	続柄	生年月日	令和2年中の合計所得金額
主たる生計維持者		T・S・H 年 月 日	円

※令和3年1月2日以降に魚津市に転入された方、又は確定申告等を行っていない方は、令和2年中の収入額が確認できる書類を添付してください。(令和2年分の確定申告書第一表の控えの写し、収支内訳書又は青色申告決算書の写し、帳簿の写し、給与明細書の写し、給与・公的年金の源泉徴収票の写し等)

偽りその他不正の手段により減免の決定を受けたときは、減免の決定を取り消すことがあります。